

# 議 事 録

2019(令和元)年8月8日

開催場所	伊賀市役所 2階 202・203会議室	13:30～15:45
会議名	<b>第27回 伊賀市農業委員会総会</b>	
出席者	浅野 吉岡康 吉岡輝 玉岡 木津 中川 雪岡 福永 松山 北出 坂本 福地 森田克 中尾 二谷 森本 中井 森川 川口 坂口 高井 (計17名) [推進委員] 坂口 高井	
欠席者	西田 藤室 森田安 仁保 北川 宮寄	
事務局	高木 福山 勝本 今出 岡森	
<b>議 事</b>		
議長	皆さまおそろいですので、只今から伊賀市農業委員会第27回農業委員会総会を開催します。それでは総会の成立報告を事務局からお願いします。	
事務局	本日、西田委員、藤室委員、森田安委員、仁保委員、北川委員、宮寄委員から欠席の連絡があり、現在、出席委員は総数23名中17名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程による成立要件の過半数に達しております。本総会の成立をご報告させていただきます。以上です。	
議長	今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これに異議ございませんか。	
一同	異議なし。	
議長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。13番の北出委員さん、14番の坂本委員さんをお願いします。本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっていますので、ご承知おきください。なお、本総会開催にあたっては、府中地区農地利用最適化推進委員の坂口委員、西柘植地区農地利用最適化推進委員の高井委員に出席を求め、出席をいただいておりますことをあらかじめご報告申し上げます。	
議長	それでは、只今より議事に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	賃貸借の合意解約がなされ、報告件数2件、筆数は田のみの5筆、面積は合計9,295㎡について通知がありましたので報告いたします。	
議長	説明が終わりました。以上について、何かご発言はございませんか。	
議長	ご発言が無いようですので、それでは只今より議事に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、報告のとおりご承知おきください。続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第1号No.1～4について事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	No.1 布引地区、所在地は広瀬の田7筆と畑2筆の合計9筆、面積は合計11,450㎡、譲渡人は広瀬の〇〇〇〇さん、譲受人は広瀬の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は156aで許可後は270aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が8年で常時従事されています。農機具はトラクター、田植え機、コンバインをそれぞれ1台所有されており、水稻や野菜、また休耕地になっている畑については土壌改良し果樹を植える予定です。現地は全て自宅から約100m以内で車で5分程と近隣であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。	
事務局	No.2 壬生野地区、所在地は川東の田4筆と畑2筆の合計6筆、面積は合計1,033㎡、譲渡人は川東の〇〇〇〇さん、譲受人は川東の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は2,560aで許可後は2,570aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が30年、妻が30年で常時従事されています。農機具はトラクターを10台、コンバインを7台、田植え機を2台、耕うん機を1台、軽トラックを4台所有されており、取得後は野菜を耕作される予定です。現地は自宅から車で約5分以内と近隣であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。	

事務局	No.3 柘植地区、所在地は柘植町の畑1筆、面積は502㎡、譲渡人は名張市の〇〇〇〇さん、譲受人は京都府宇治市の〇〇〇〇さんです。譲受人は空き家バンクを利用し取得されました。農作業歴は、本人が7年で、常時従事されています。農機具は、耕うん機を1台購入する予定で、取得後は野菜を耕作される予定です。譲受人は7月31日に伊賀市に転入され、現地は転入予定の自宅に隣接していることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.4 柘植地区、所在地は野村の畑1筆、面積は175㎡、譲渡人は兵庫県西宮市の〇〇〇〇さん、譲受人は野村の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は74aで許可後は76aであり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が21年、妻が21年、長男が6年で常時従事されています。農機具はトラクター、コンバイン、田植え機、耕うん機を各1台所有されており、取得後は野菜を耕作される予定です。現地は自宅から徒歩で約3分以内と近隣であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、布引地区担当委員、壬生野地区担当委員、柘植地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
二谷委員	No.1について説明いたします。7月23日に現地確認をしました。譲受人と譲渡人は同地区の近所同士であり、申請農地のうち圃場整備されている農地は家の近くにあり、7筆は水稻をされています。畑2筆は現在荒地となっておりますが、今後土壌を整備し、果樹栽培をされるとのことでした。
北出委員	No.2について説明いたします。関係者で立会いをしました。申請地は、所有者の〇〇さんが、〇〇さんの家の前と裏にある畑で野菜を耕作し管理をしていましたが、高齢で管理が難しくなったため、〇〇さんへ譲り渡し、管理してもらうことになりました。〇〇さんは壬生野地区では大々的な農業者であり、特に問題ありません。
松山委員	No.3について説明いたします。〇〇さんが空き家バンクで購入した家に隣接する畑であり、入居後には耕作を予定されているとのこと、特に問題ありません。
松山委員	No.4について説明いたします。〇〇さんは、3か月前に伊賀市の家を購入し、その〇〇さんの家に隣接する畑であり、〇〇さんから買ってほしいと希望があったため、今回の申請がありました。特に問題ありません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.1～4について、一括して採決することに異議はございませんか。
議長	議案第1号No.1～4について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.1～4は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.5～8を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.5 府中地区、所在地は服部町の田6筆と畑6筆の合計12筆、面積は合計5,028㎡、譲渡人は服部町の〇〇〇〇さん、譲受人は服部町の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は62aで許可後は112aであり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人2年で常時従事されています。農機具はコンバイン、田植機、トラクター、乾燥機を各1台所有されており、水稻と野菜を耕作される予定です。現地は自宅から車で5分以内と近隣であり、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。

事務局	No.6 府中地区、所在地は服部町の畑2筆、面積は合計525㎡、譲渡人は愛知県知多郡武豊町の○○○○さん、譲受人は服部町の○○○○さんです。譲受人の耕作面積は135aで許可後は140aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人25年で常時従事されています。農機具はトラクター、耕うん機を各1台所有されており、キャベツなど野菜を耕作される予定です。現地は自宅から車で5分と近隣であり、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はありません。
事務局	No.7 河合地区、所在地は田中の田4筆、面積は合計8,340㎡、譲渡人は田中の○○○○さん、譲受人は田中の○○○○さんです。譲受人の耕作面積は593aで許可後は676aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人20年で常時従事されています。農機具は田植機、トラクターを各1台、コンバインを1台所有されており、水稻を耕作される予定です。現地は自宅から車で2、3分と近隣であり、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はありません。
事務局	No.8 中瀬地区、所在地は西明寺の田1筆、面積は67㎡、譲渡人は西明寺の○○○○さん、譲受人は西明寺の○○○○さんです。譲受人の耕作面積は134aで許可後135aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が55年で常時従事され、同居している農作業歴30年の妻も従事しております。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、をそれぞれ1台所有されており、現在も申請地を含む耕地を畑として利用されており野菜等を耕作されています。申請地は自宅から南へ700mで、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。本日農業委員さんはまだ見えてませんが、現地立会の際に問題なしとのことでした。
議長	只今の説明に関連して、中瀬地区担当委員は欠席されておりますので説明は省き、府中地区担当委員、河合地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
坂口推進委員	No.5について説明いたします。○○さんが高齢で耕作が難しくことから、親戚にあたる○○さんが耕作することになりました。畑は堤防の横にあり、現在は荒れておりますが、今後整理して耕作されるとのことです。○○さんの耕作面積は6反以上あり、特に問題ありません。
坂口推進委員	No.6について説明いたします。申請地は○○さんが以前から耕作しておりました。現在○○さんが遠方に住み、伊賀市に帰ってこれないため、今後も耕作はできないとのこと、農業用倉庫も併せて、○○さんが譲り受けて管理するという事で問題はありませ
福地委員	No.7について説明いたします。7月27日に現地立会いをしました。報告第1号にて賃貸借権設定の合意解約の案件として上がっていた農地が、第3条の許可申請により手続きされました。○○さんとは懇意にしている○○さんが耕作をしており、今回の申請となりました。問題はなく地区でも賛成を頂いている方です。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.5～8について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.5～8について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	賛成多数ですので、議案第1号No.5～8は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第2号No.1～3について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	<p>No.1 上野地区、所在地は上野田端町の田2筆、面積は合計257㎡、転用しようとする地目は雑種地です。申請人は上野農人町の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、資材置き場として利用するものです。申請地は、上野税務署から北に約250m以内に位置しており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と認められます。当該農地は、平成24年10月から申請人が営む建材会社の資材置き場として利用していたため、今回顛末書を添付しての申請となっております。当該農地は、農地として回復することが難しく、また今後も申請者が建材資材や土砂等の置き場として引き続き利用することから、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透にて放流します。区や周辺の土地所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はありません。</p>
事務局	<p>No.2 府中地区、所在地は服部町の畑3筆、面積は合計262㎡、転用しようとする地目は宅地です。申請人は愛知県知多郡武豊町の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、農舎として利用するものです。申請地はアピタ伊賀上野店から北に約400mに位置しており、基盤整備のされていない小集団の農地に存する農地であり、いずれの農地区分にも該当しない、第2種農地と判断します。申請地は、昭和40年頃に農舎を建築しており、また、顛末書も提出されており、他に利用できる農舎はなく転用はやむを得ないものと判断しました。取水は無く、排水は雨水のみで自然流下です。地元地区及び周辺土地所有者からの同意も得られております。</p>
事務局	<p>No.3 種生地区、所在地は高尾の田1筆、面積は3,306㎡、申請人は高尾の〇〇〇〇さんで、転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は太陽光発電施設用地として利用するものです。申請地は、伊賀市役所青山支所から、南へ約7kmに位置しており周囲を山林で囲まれた生産性の低い農地で第2種農地と認められます。申請地は山間部にある農地で、周囲は山林に囲まれた一団の農地の底地で、水捌けが悪く獣害も酷く近年は申請者も高齢となり休耕が続いている状態で、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。転用計画につきましては、全体公募面積3,306㎡に対し、太陽光パネル288枚、設置面積471.39㎡となり、パネル設置割合14.25%です。当該施設での発電量は50kwとなります。また、電力会社への連携設備としてパワーコンディショナ5基をパネル下部に設置します。その他管理上必要な面積に2,834.61㎡を整備する計画です。本来、太陽光パネル設置割合は40%以上が適正とされておりますが、申請地は、南東側に山林が迫っており、もともと5,337㎡の農地の山林側の陰になる部分を申請のとおり分筆を行い、さらに南北に細長い農地のためパネルの配置を横に長く利用することができず、どうしてもパネル間影を確保しなければならず約350.07㎡必要となります。また、当該農地に北西側に沿って道路の拡幅工事が予定されており、先に電柱が当該農地に移設されており、安全確保のため保安距離として管理通路を584㎡要することになり、設置個所として省くことから設置割合が少なくなっております。</p> <p>工事計画については、土地造成は整地のみを行い、取水はなく、排水は雨水のみで、既設排水路へ放流する計画です。山間部の谷の底地で周辺農地への影響はないと認められるものの、申請農地は既設水路の反対側にも水路を設け、農地の中央付近に集水し既設の水路まで排水管を埋設し排水を行っています。また、暗渠排水管も同じ個所に設置し排水を行っており、同様の排水施設を農地の一番低い箇所にも設置しております。整地のみでの造成であることから、排水に問題は認められないと判断いたします。伊賀市太陽光発電設備設置に関する指導要綱に係る事前協議もおこなっております。申請に際しては、工事にかかる費用の資金証明として全体事業費に係る融資見込み証明書が添付されています。また、中部電力への届出も行われ、再生エネルギー特別措置法に基づく事業計画の認可も受けており、転用は確実に行われるものと判断しております。また、区や周辺地権者からの同意も得られており、周辺農地への支障はないものと判断します。本申請以外についても今月の太陽光発電施設の1,000㎡越えの案件については、申請人に伊賀市太陽光発電設備設置に関する指導要綱に係る届出の指導を行い、企画管理課と情報共有等について別途協議を行い情報提供を行いました。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、上野地区担当委員、府中地区担当委員、種生地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>

玉岡委員	No.1について説明いたします。7月26日に現地立会いをしました。現在、〇〇〇〇の資材置場として利用しています。周辺は住宅に囲まれた田端町の十字路の角にある2筆で、既にコンクリート製品が置かれております。当該農地は用途地域が設定されており、このまま現状通り使用したいとのことで問題はございません。
坂口推進委員	No.2について、説明いたします。第3条のNo.6に係る土地で、現在農舎が建っており建物が古いため、地目を変えてから改築されるそうです。
中井委員	No.3について説明いたします。7月30日に現地立会いをしました。2～3年前から獣害の被害により稲作ができない状態です。太陽光発電施設の利用が一番問題はないと思います。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.1～3について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第2号No.1～3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号No.1～3は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第3号No.1・2について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.1 小田地区、所在地は小田町の田1筆、面積は1,681㎡、転用しようとする地目は宅地です。譲渡人は小田町の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、譲受人は奈良県桜井市の株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は、2階建て集合住宅1棟の新築兼駐車場です。申請地は、小田地区市民センターから南に約200mに位置しており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と認められます。当該農地は、周囲が宅地に囲まれた狭小な農地であり、他に適した土地が無いことから、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。転用計画については、少しの盛り土を行い整地し、取水は上水道、排水については、汚水・雑排水は合併浄化槽を通じて既設水路へ放流、雨水も同様に既設水路へ放流いたします。全体面積に対し、駐車場面積は1,256.49㎡、居宅面積は424.51㎡、建築面積は255.03㎡となっており、建ぺい率は59.9%となり適正な建ぺい率の22%を超えており問題はございません。工事期間は2期に分けて行われる予定で、第1期が許可日から令和2年7月中旬まで、第2期が令和2年7月下旬から9月末日となっております。地元地区及び土地改良区、また周辺土地所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	No.2 上野地区、所在地は平野東町の畑1筆、面積は277㎡、転用しようとする地目は宅地です。譲渡人は平野東町の〇〇〇〇さん、譲受人は名張市の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、居宅1棟の新築です。申請地は、キリン堂伊賀上野店から南東に約200mに位置しており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と認められます。当該農地は、周囲が宅地に囲まれた狭小な農地であり、他に適した土地が無いことから、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。転用計画については、土地造成については整地のみで、取水は上水道、排水については、汚水・雑排水は合併浄化槽を通じて既設水路へ放流、雨水は雨水枡を設けの既設水路へ放流いたします。全体面積277㎡に対し、建築面積は79.08㎡となっており、建ぺい率は28.54%となり適正な建ぺい率の22%を超えており問題はございません。工事期間は許可日から令和元年11月30日までとなっております。地元地区及び周辺土地所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、小田地区担当委員、上野地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

玉岡委員	No.1について説明いたします。7月26日に現地立会いをしました。小田町にある〇〇〇〇前にある農地であり、隣地所有者からも承諾を得ております。現地は用途地域が設定されており、開発に適している第3種農地であり、特に問題ありません。
玉岡委員	No.2について説明いたします。こちらも7月26日に現地立会いをしました。当該農地は第3種農地であり、住宅1棟の建設ということで問題はありません。
議長	これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.1・2について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.1・2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.1・2は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.3～9を議題とします。事務局より議案の説明を求めます。
事務局	No.3 新居地区、所在地は東高倉の田1筆、面積は1,049㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は東高倉の〇〇〇〇さん、譲受人は名張市の株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は太陽光発電施設として利用するものです。申請地は、JR伊賀上野駅から南西に概ね500m以内に存する農地であるため、第2種農地と判断します。工事期間は許可日から令和元年12月末日までの計画です。工事計画につきましては、土地造成は整地のみで、パネル324枚を設置し、周囲はフェンスを設け、取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透です。譲渡人は高齢のため耕作が困難であり、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に行われるものと判断しております。区や周辺の隣地土地所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はないと判断します。
事務局	No.4 新居地区、所在地は東高倉の畑3筆、面積は合計630㎡、転用しようとする地目は雑種地と宅地です。譲渡人は大阪府中央区の〇〇〇〇さん、譲受人は東高倉の〇〇〇〇さん他1名です。施設の概要は倉庫と駐車場として利用するものです。申請地は、新居小学校から北に約800mに位置し、農用地区域内にある農地以外の農地であって、周囲を宅地に囲まれた基盤整備されていない狭小な農地であるため、その他の農地、第2種農地と判断します。農地転用を行わず昭和58年に倉庫と平成26年に駐車場を施工してあったため、顛末書を提出させています。今後は陶芸教室と資材置場、生徒等の駐車場として利用し、他に利用できる農地はなく、この農地を転用することはやむを得ないと考えられます。取水もなく、排水は雨水のみで既存の排水路へ排水しています。周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。
事務局	No.5 三田地区、所在地は野間の田1筆、面積は786㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は野間の〇〇〇〇さん、譲受人は大阪市福島区の株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は太陽光発電施設として利用するものです。上野自動車学校から北東へ400mに位置し、農用地区域内の農地以外の農地であって基盤整備されていない小集団の農地であるため、第2種農地と判断します。工事期間は許可日から令和元年11月末日までの計画です。工事計画につきましては、土地造成は整地のみで、パネル240枚を設置し、取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透及び既設の水路へ放流します。申請地は荒廃地になっており、譲渡人が高齢のため管理ができず、他に利用できる農地はなく、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に行われるものと判断しております。区や周辺の隣地土地所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はないと判断します。

事務局	<p>No.6 友生地区、所在地は下友生の田3筆、面積は合計1,299㎡、転用しようとする地目は宅地です。譲渡人は下友生の成年被後見人〇〇〇〇さんの成年後見人〇〇〇〇さんと市部の〇〇〇〇さん、譲受人は名張市の〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は宅地6区画分の宅地造成として利用するものです。申請地は、名阪国道友生ICから南西に約300mに位置しており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と認められます。工事期間は、許可日から令和2年2月末日までの計画です。工事計画につきましては、取水は南側道路埋設水道管より引き込み、汚水、生活雑排水は各戸に浄化槽を設置、雨水については各戸に樹を設置し水路へ放流します。周辺は宅地に囲まれた耕作しにくい農地であり、他に利用できる土地がないことから、この農地を転用することはやむを得ないものと判断しました。区や周辺の隣地土地所有者からの同意も得られております。</p>
事務局	<p>No.7 友生地区、所在地は、蓮池の畑1筆、面積は43㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は蓮池の〇〇〇〇さん、譲受人は蓮池の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、自宅への進入路として利用するものです。場所は上野射撃場から南に約1kmに位置する優良農地とは分断された整備されていない小規模農地集団の一部であることから、第2種農地と判断します。当該農地は平成15年に自宅への進入路を施工し、今回の転用申請については、無断転用であったため、今回顛末書を提出させております。自宅への進入路はこの道しかなく、今後も進入路として利用したいことから、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。</p>
事務局	<p>No.8 柘植地区、所在地は柘植の田2筆、面積は合計1,150㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は柘植の〇〇〇〇さん、譲受人は名張市の株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は太陽光発電施設として利用するものです。申請地は、名阪国道伊賀インターから東に約500mに位置し、山林に囲まれた基盤整備されていない小規模農地であるため、第2種農地と判断します。工事期間は許可日から令和元年9月末日までの計画です。工事計画につきましては、土地造成は整地のみで、パネルを324枚設置し、周囲はフェンスを設け、取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透及び既設の排水路へ放流します。申請地は譲渡人から相続で取得したが荒廃地で今後も管理ができないため、この農地を転用することはやむを得ないものと判断しました。電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に進められるものと判断しております。区や周辺の隣地土地所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はないと判断します。</p>
事務局	<p>No.9 西柘植地区、所在地は下柘植の田1筆、面積は714㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は下柘植の〇〇〇〇さん、譲受人は名張市の株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は太陽光発電施設として利用するものです。申請地は名阪国道下柘植インターから西に約300mに位置し、北、西、南は河川、東は工場用地に囲まれた基盤整備のされていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地と判断します。工事期間は許可日から令和元年10月末日までの計画です。工事計画につきましては、パネルを320枚設置し、周囲はフェンスを設け、取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透のみです。電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に進められるものと判断しております。申請地の周辺については太陽光発電施設が設置されており、荒廃地となっているため、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。区や周辺の隣地土地所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はないと判断します。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、新居地区担当委員、三田地区担当委員、友生地区担当委員、柘植地区担当委員、西柘植地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
中川委員	<p>No.3について説明いたします。申請地についてはコンバインも使用できない耕作が不向きな農地で、太陽光発電施設しか利用できないものと思われれます。転用には特に問題ないと思います。</p>



中川委員	No.4について説明いたします。譲受人は5年前に古民家を購入しましたが、畑については当時は下限面積が不足し仮登記となっていました。譲渡人は駐車場と倉庫として利用していましたが、譲受人は陶芸教室を月に2・3回程度開催しているため、駐車場は生徒用駐車場として利用し、また倉庫については陶芸の材料の資材置場として利用していきたいとのことです。
中川委員	No.5について説明いたします。長期にわたり転作されており、田として耕作はできない状態です。太陽光パネルの設置も難しいような小さい田であり、農地として利用することは難しいと思います。太陽光発電施設として利用するほうが良いと考えます。
雪岡委員	No.6について説明いたします。久米川付近の用途地域の土地で、長年耕作されていない農地でした。隣接する土地はほとんど宅地化されており、農地として利用されている隣接農地は水稻されていますが、地域からの同意も得られており、特に問題ないと思います。
雪岡委員	No.7について説明いたします。平成15年に譲受人の家を改築するも、クレーン車が入れなかったため、進入路を設置しましたが、農地転用の手続きをされていなかったため、今回顛末書を添付し、許可申請手続きをされました。
松山委員	No.8について説明いたします。長期にわたり不耕作地になっていた場所であり、太陽光発電施設を設置するのにもやむを得ない場所と思われます。
高井推進委員	No.9について説明いたします。周囲は太陽光発電施設があり、もう管理しかねる農地であるため、〇〇さんが太陽光発電の業者に売却することになりました。隣地所有者も承諾しており、特に問題ないと思います。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.3～9について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.3～9について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.3～9は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.10～13を議題とします。事務局より議案の説明を求めます。
事務局	No.10及びNo.11は譲受人が同じですので、合わせて説明させていただきます。 No.10 花之木地区、所在地は法花の田1筆と畑2筆の計3筆、面積は合計624㎡、転用しようとする地目は宅地です。譲渡人は法花の〇〇〇〇さん No.11 花之木地区、所在地は法花の田1筆、面積は122㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は法花の〇〇〇〇さんです。譲受人は法花の〇〇〇〇さんです。 No.10については、父から子への贈与で、施設の概要は、居宅1棟の新築、駐車場、納屋として利用するものです。No.11については、施設の概要は駐車場、自宅への進入路として利用するものです。申請地は、法花の應感神社から北東に約150mに位置しており、農用地区域内農地以外の農地で基盤整備のされていない小集団の農地で、いずれの農地区分にも該当しない、第2種農地と判断します。事業計画については、土地造成は道路高まで盛土を行い、取水は上水道、排水については、汚水・雑排水は農村集落排水へ放流、雨水は既設水路へ放流します。建築所要面積339㎡に対し、建築面積は92.44㎡であり、建ぺい率は29%で適正な建ぺい率の22%を超えております。工事期間は許可日から令和元年12月31日までの計画です。なお、納屋については、昭和40年頃に建築して利用しており、また、顛末書も提出されております。母屋に隣接することか利便性があり、今後も利用することから、この農地を転用することはやむを得ないものと判断します。地元地区及び周辺土地所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。



事務局	No.12 花之木地区、所在地は大内の田3筆、面積は合計484㎡、転用しようとする地目は宅地です。貸人は大内の〇〇〇〇さん、借人は別府の〇〇〇〇さんで、使用貸借権が設定されています。施設の概要は、居宅1棟を新築し利用するものです。申請地は、名張街道の大内橋近くにありますローソンから北西に約100mに位置しています。令和元年6月6日に農振農用地の除外がされ、第1種農地の例外的に許可し得る「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」と判断します。事業計画については、土地造成は整地のみで、取水は上水道、排水については、汚水・雑排水は農村集落排水へ放流、雨水は既設水路へ放流します。建築所要面積270㎡に対し、建築面積は59.62㎡であり、建ぺい率は22.1%で適正な建ぺい率の22%を超えております。工事期間は許可日から令和2年1月31日までの計画です。当該農地は母屋に隣接していることから利便性があり、また他に適正な土地が無いことから、この農地を転用することはやむを得ないものと判断します。地元地区及び周辺土地所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。
事務局	No.13 府中地区、所在地は佐那具町の田1筆、面積は591㎡、転用しようとする地目は宅地です。貸人は佐那具町の〇〇〇〇さん、借人は佐那具町の株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんで、22年間の使用貸借権が設定されています。施設の概要は事務所の新築及び駐車場として利用するものです。申請地は、佐那具町のマックスバリューから西に約400mに位置しており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため、第3種農地と判断します。事業計画については、土地造成は整地のみで、取水は上水道、排水については、汚水・雑排水は公共下水へ放流、雨水は自然浸透及び既設水路へ放流します。全体面積591㎡のうち、466㎡は駐車場とし、建築物の所要面積125㎡に対し、建築面積は63.76㎡であり、建ぺい率は51%で適正な建ぺい率の22%を超えております。工事期間は許可日から令和2年1月31日までの計画です。当該農地は借人の自宅に隣接していることから利便性があり、他に適した土地が他にないため、この農地を転用することはやむを得ないものと判断します。地元地区及び周辺土地所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。
議長	只今の説明に関連して、花之木地区担当委員、府中地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
木津委員	No.10.11について説明いたします。7月25日に現地立会いをしました。2筆は接続している農地で、譲受人が譲渡人である父の土地に新築の家を建てるというものです。特に問題ないと思います。
木津委員	No.12について説明いたします。こちらも親子間の使用貸借によるものです。既存の宅地に囲まれた土地であり、父から譲り受けて居宅を建てるものです。特に問題ないと思います。
坂口推進委員	No.13について説明いたします。7月26日に現地立会いを行いました。事務所の新築であり、申請地の3分の2は駐車場として利用するものです。自宅横の農地で、道路沿いに水路があるが、特に問題はありません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.10～13について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.10～13について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.10～13は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.14～21を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	<p>No.14 阿保地区、所在地は阿保の田1筆、面積は955㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は阿保の〇〇〇〇さん、譲受人は大阪府池田市の〇〇〇〇さんです。施設の概要は太陽光発電施設として利用するものです。申請地は、近鉄青山駅から西におおむね500mに位置しているため、第2種農地と認められます。当該農地は、譲渡し人が相続により取得した農地であるが、管理が不十分であり、今後も管理ができないということから、太陽光発電事業を行っている譲受人へ農地を譲渡するというもので、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に行われるものと思われます。転用計画につきましては、土地造成については整地のみで、周囲にはフェンスを設置いたします。太陽光パネルを232枚設置し、設置面積は385.49㎡となります。取水は無く、排水は雨水のみで既存の水路へ放流する計画となっております。工事期間は許可日から令和元年11月末日までの計画となっております。申請地は報告第1号で合意解約が成立している農地で、また、申請地の両側は、水稻を作付けしているが、申請地に係る同意解約を行った農家が耕作しており、事業説明済みで問題ありません。太陽光パネルについて、周辺農業に配慮した計画で設置するというので、万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。また、区長、水利組合からの同意も得られており、周辺農地への支障はないものと判断します。</p>
事務局	<p>No.15 阿保地区、所在地は別府の田1筆、面積は408㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は東京都町田市の〇〇〇〇さん、譲受人は兵庫県伊丹市の〇〇〇〇さんです。施設の概要は太陽光発電施設として利用するものです。申請地は、近鉄青山駅から東に約600mの山林と宅地と鉄道の線路に分断された10ha未満の一団の農地で、第2種農地と認められます。当該農地は、譲渡し人が遠方で居住しており、管理が不十分であり、今後も管理ができないということから、太陽光発電事業を行っている譲受人へ農地を譲渡するというもので、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に行われるものと思われます。転用計画につきましては、土地造成については整地のみで、周囲にはフェンスを設置いたします。太陽光パネルを112枚設置し、設置面積は186.09㎡となります。取水は無く、排水は雨水のみで既存の水路へ放流する計画となっております。工事期間は許可日から令和元年10月末日までの計画となっております。また、申請地の北側は既に太陽光発電設備が設置されており、東側の田は休耕しています。唯一西側の田は、水稻を作付けしているが、区との協議の際に同席していた申請地周辺を耕作している農家の一人で、事業説明済みで問題ありません。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。また、区長の同意も得られており、周辺農地への支障はないものと判断します。</p>
事務局	<p>No.16 阿保地区、所在地は別府の田2筆、面積は合計861㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は名張市の〇〇〇〇さん、譲受人は東京都港区の株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は太陽光発電施設として利用するものです。申請地は、近鉄青山駅から東に約600mの山林と宅地と鉄道の線路に分断された10ha未満の一団の農地で、第2種農地と認められます。当該農地は、譲渡し人がもともと同地域で居住していましたが、地域を離れてからは管理が不十分であり、今後も管理ができないということから、太陽光発電事業を行っている事業者へ農地を譲渡するというもので、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に行われるものと思われます。転用計画につきましては、土地造成については整地のみで、周囲にはフェンスを設置いたします。太陽光パネルを264枚設置し、設置面積は436㎡となります。取水は無く、排水は雨水のみで既存の水路へ放流する計画となっております。水利等については区との協議の中で周辺耕作者を含んで協議済みで、隣地が元の所有者のため、水路の草刈りをしていただけないということです。工事期間は許可日から令和元年11月末日までの計画となっております。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。周辺農地への支障はないものと判断します。</p>

事務局	<p>No.17 上津地区、所在地は北山の田1筆、面積は1,001㎡、転用しようとする地目は雑種地です。地上貸借権設定の申請で所有者は大阪市鶴見区の〇〇〇〇さん、地上権者は名張市の株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は太陽光発電施設として利用するもので、地上貸借権設定期間は20年です。申請地は、近鉄上津駅から北に約650mの基盤整備されていない農地で、南側のほ場整備された田とは土性が異なり畑地であり、東西の農地は既に太陽光が設置されており北側は宅地で分断された生産性の低い狭小の一団の農地で、第2種農地と認められます。当該農地は、両側が既に太陽光施設として利用されている農地で地上権設定を行う事業者が施行しているなど周辺地域での事業実績もあり、譲渡し人との利害も一致し、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に行われるものと思われます。転用計画につきましては、土地造成については整地のみで、周囲にはフェンスを設置いたします。太陽光パネルを272枚設置し、設置面積は527㎡となります。取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透となっております。当該農地周辺の水利についてはポンプで水をくみ上げ必要な耕地に水を分配しており本転用による問題はありません。草刈り等の管理は〇〇〇〇が行うことを確認しています。工事期間は許可日から令和2年1月末日までの計画となっております。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております、周辺農地への支障はないものと判断します。</p>
事務局	<p>No.18、19、20については、譲受人の社名こそ別会社になっていますが、同系列の会社で、同じ谷に太陽光発電施設を設置するものですので、重複する内容については説明を省略いたします。</p> <p>No.18 種生地区、所在地は種生の畑3筆、面積は1,107㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は種生の〇〇〇〇さんと種生の〇〇〇〇さん、譲受人は大阪市西区の株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は太陽光発電施設として利用するものです。申請地は、伊賀市役所青山支所から南東に約4.5kmのほ場整備されていない農地で、この後説明いたしますNo.19、20と同じ谷で、山林と宅地に分断された生産性の低い10ha未満の一団の農地で、第2種農地と認められます。当該農地は、谷全体の農地の水利についてポンプで水をくみ上げ耕作を行っていたが、数度にわたりポンプの故障などで取り換えを行っていたが、取り換え費用が嵩みポンプの取り換えが行われなくなり、一部果樹や宅地周辺に畑地が残っているものの谷全体が休耕となっていたため、太陽光発電事業を行っている事業者へ農地を譲渡するというもので、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に行われるものと思われます。転用計画につきましては、土地造成については整地のみで、周囲にはフェンスを設置いたします。太陽光パネルを288枚設置し、設置面積は480.96㎡となります。取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透となっております。工事期間は許可日から令和元年11月末日までの計画となっております。隣地農地所有者、水利権者には事業計画について説明済みであり了承を得ています。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております、周辺農地への支障はないものと判断します。</p>
事務局	<p>No.19 種生地区、所在地は種生の畑1筆、面積は1,335㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は種生の〇〇〇〇さん、譲受人は大阪府中央区の株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は太陽光発電施設として利用するものです。申請地は、先ほど説明したNo.18と同じ谷で西側に隣接する田ですので同様の内容でございます。電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に行われるものと思われます。転用計画につきましては、土地造成については整地のみで、周囲にはフェンスを設置いたします。太陽光パネルを288枚設置し、設置面積は480.96㎡となります。</p>
事務局	<p>No.20 種生地区、所在地は種生の畑2筆、面積は1,130㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は種生の〇〇〇〇さん、譲受人は大阪市西区の株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は太陽光発電施設として利用するものです。申請地は、先ほど説明したNo.18、19と同じ谷でNo.19のさらに西側に隣接する田ですので同様の内容でございます。電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に行われるものと思われます。転用計画につきましては、土地造成については整地のみで、周囲にはフェンスを設置いたします。太陽光パネルを288枚設置し、設置面積は480.96㎡となります。</p>

事務局	No.21 種生地区、所在地は種生の畑1筆、面積は394㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は名古屋市天白区の〇〇〇〇さん、同じく天白区の〇〇〇〇さん、譲受人は種生の〇〇〇〇 代表役員〇〇〇〇さんです。施設の概要は山林で、既に櫛が植林されており、顛末書を添付しての申請です。申請地は、伊賀市役所青山支所から南へ約5kmに位置しており、申請地と隣地と2筆のみが植林された周辺の優良農地と分断された基盤整備されていない狭小の一団の農地で、第2種農地と認められます。当該農地は、約40年前頃から櫛が植林されており、これまで寺の行事等に櫛を利用しているのみでした。販売目的で植林されたものではないため農地として認められるものではなく、顛末書を付して今回の申請となり転用はやむを得ないものと考えられます。既に植林がなされ、現況に手を加えるものではなく、追認案件で、土地改良区は既に解散しており水利組合もなく問題はあります。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。また、区長からの同意も得られており、転用について問題ないものと判断します。
議長	只今の説明に関連して、阿保地区担当委員、上津地区担当委員、種生地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
森本委員	No.14について説明いたします。7月30日に現地立会いを行いました。申請地の両側は水稻を作付けしており影響がないか気になりましたが、フェンスの設置の際、十分セットバックして距離を取っての転用計画を確認し問題はあります。
森本委員	No.15について説明いたします。7月30日に現地立会いを行いました。地権者が遠方で管理ができず、また面積が狭小の田であるため、転用はやむを得ず、問題ないと思います。
森本委員	No.16について説明いたします。地権者が遠方で管理ができず、こちらも転用はやむを得ないものと思います。同地区での説明会を、区長の呼びかけにより行われ、区長からの許可も出ている。No.14.15.16について譲受人が遠方のため、草刈等について連絡体制を取り、水路の草が伸びて水が溢れないようにするようお願いいたしました。
森本委員	No.17について説明いたします。7月30日に現地立会いをしました。申請地の左右には太陽光発電施設が既に設置され、所有者の土地を〇〇〇〇が管理されています。草刈りや川の管理もしっかりされていて、会社が名張なので連絡が取りやすく、今まで実績もあり、問題はないと思います。
中井委員	No.18.19.20について説明いたします。7月30日に現地立会いをしました。ポンプで水を汲み上げて管理していましたが、ポンプの管理費が高くなり、管理が困難となってきていました。草刈りの管理も行っていましたが、みんな高齢者であり管理が難しく耕作も困難なことから、太陽光発電施設にすることはやむを得ないと思います。
中井委員	No.21について説明いたします。現在寺専用の櫛を植えてあります。以前から現状どおりに管理しており、転用はやむを得ないと思います。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.14～21について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.14～21について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.14～21は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第4号「非農地証明下付願について」を議題とします。議案第4号No.1・2について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	No.1 花垣地区、所在地は大滝の畑1筆、面積は984㎡、現況地目は山林です。願出人は奈良県天理市の〇〇〇〇さんです。場所は大滝公民館から東に約600mに位置する土地で、周囲の状況から、山林に介在する整備されていない狭小な農地であることから、第2種農地であると判断します。当該農地は、平成元年頃に杉の植林を行い、現況は山林となっているとのことで、現地確認を行ったところ、木の生育状況が20年以上経過している山林であることが確認できました。当該地を農地に戻すことは困難で、非農地として問題は無いと判断します。
事務局	No.2 上津地区、所在地は勝地の田1筆、面積は398㎡、現況は宅地です。願出人は神奈川県横須賀市の〇〇〇〇さんです。場所は、近鉄上津駅から北東約2kmに位置しており、基盤整備されていない農地で、北側の宅地以外を囲む基盤整備された田とは土性が異なり畑地となる生産性の低い狭小の一団の農地で、第2種農地と判断します。申請地は、昭和49年から製材所を営業しており、作業場及び事務所を建築し、宅地として利用しています。昭和50年3月4日に撮影された国土地理院の航空写真から作業場及び事務所が建築されていたことが確認できております。現地調査を行ったところ、現在も作業場・事務所があり現在営業はされていないようですが、農地に戻すことは困難であり、非農地として問題ないと判断しました。
議長	只今の説明に関連して、花垣地区担当委員、上津地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
浅野委員	No.1について説明いたします。7月24日に現地確認をしました。現地には大きな木が生育されており、農地に戻すことが不可能と判断しましたので、非農地として問題ないと思います。
森本委員	No.2について説明いたします。7月30日に現地立会いをしました。現地は45年前から製材所が建っています。20年以上前から工場として利用していたことも確認し、問題ないものと判断いたします。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第4号No.1・2について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第4号No.1・2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第4号No.1・2は原案のとおり下付することに決定しました。続きまして、議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権設定が、新規設定5件、再設定5件で、計画面積は合計39,310㎡です。 (説明) 以上の農地利利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。
議長	説明が終わりました。これより15時20分(約10分間)まで休憩及び確認時間といたします。 <休憩>

議長	休憩時間・確認前に引き続き会議を再開し、質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第5号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第5号は、計画案のとおり意見の決定をすることに決定しました。
議長	以上で本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。
議長	ご意見が無いようですので、つづきまして、事務局から「3. その他」として「1) 農業者年金加入促進の取り組みについて」の連絡事項がありますので事務局より説明をお願いします。
事務局 担当:勝本	1) 農業者年金加入促進の取り組みについて 農業者年金加入促進の取り組みについて説明させていただきます。7月17日に三重県総合文化センターで三重県農業会議が主催する研修がありましてそれに基づいて三重県農業会議の取り組みが決定されましたのでご報告いたします。三重県農業会議農業者農業者年金基金が、平成30年度～令和4年度で達成すべき「第4中期目標」を定め、中期計画、年度計画を作成し、農業者年金事業を実施します。内容については、「20歳から39歳の基幹的農業従事者」に占める同年齢層の被保険者の割合を平成29年度末の20%から25%に拡大、「女性の基幹的農業従事者」に占める同年齢層の被保険者の割合を平成29年度末の8.8%から17%に拡大します。平成30年度～令和2年度の3年間において、三重県では年21人確保する。女性の新規加入については三重県では9人確保する。全体の新規加入者について三重県では年29人を確保します。伊賀市農業委員会としては、今年度の事業としては、加入推進名簿の整備・更新、活用を行います。加入推進目標数は20歳～39歳が1名、女性の1名の計2名の達成に向けて加入推進に取り組む。取り組む内容につきましては、加入推進名簿については、10月を目途に認定農業者、家族経営協定、認定新規就農者の更新・リストアップし、30人から40人を農協さんと連携しながら戸別訪問をする。新規就農者に対して、新規面談時にチラシ・リーフレットの配布します。JAと加入推進に向けた連携を図る。戸別訪問や農協さんと連携いたします。加入推進強調月間が10月から11月に設定し、9・10月の月次総会時にパンフレット等の配布いたしますので、委員様のご協力をお願いします。
議長	つづきまして、事務局から「3. その他」として「2) 農地利用意向調査(第5回)状況報告について」の説明がありますので事務局より説明をお願いします。

<p>担当:今出</p>	<p>2)農地利用意向調査(第5回)状況報告について  平成30年度に行いました農地パトロールの農地利用意向調査についての集計等についてご説明します。皆様に分かりやすく表にまとめましたのでご覧ください。平成30年度の農地利用意向調査による発送対象は件数160件、そのうちの筆数は292件となり、合計面積は18.89haの分となります。農地復元が可能な不耕作地に判断された土地については、今後利用意向調査の件数が返ってきたものに対し、今後農地中間管理機構へ対応をさせていただきます。発送件数160件に対し返送率は75%、そのうち機構集積事業にお願いしたいという意向があったのは30%でした。全体件数が年々減ってきているのは平成28年度に大規模なパトロールを行った際、多数発送したことによるもので、一度発送した者については、再度送付していないことになっている為、年々減ってきているということです。今後、借受けを同意された方については機構支援事業にリストをまとめ、借受けできるかの意向を進めていきます。表に上がっているグラフにつきましては回答別割合を上げさせて頂いています。「その他」の内容としては、①パトロール時に草が伸びていたが、草刈のみ保全管理で年1回草刈りをしている。②獣害柵等で車両進入不可、獣害柵がなくても車両進入不可もあり耕作できない。との回答があり、今後対応を考えていかなければならないと思っています。以上の内容が農地パトロール及び利用意向調査の内容となります。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。ただ今の説明について、何か意見等はございますか。</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見が無いようですので、以上をもちまして、伊賀市農業委員会第27回総会を閉会いたします。</p>



会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和元年11月8日

会 長

浅 野 潤 熹      ⑩

---

議事録署名者

北 出 茂 樹      ⑩

---

議事録署名者

坂 本 榮 二      ⑩

---